

下呂市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年3月26日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度

# 定期監査結果報告書

(2月実施分)

下呂市監査委員

## 第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

## 第3 監査の対象

令和5年4月から令和6年2月まで（一部令和4年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

総務部	総務課、秘書広報課、危機管理課、税務課
まちづくり推進部	企画課、財務課、デジタル課、まちづくり推進課
市民保健部	市民サービス課、健康医療課、小坂診療所管理課
観光商工部	観光課、観光施設、商工課
農林部	農務課、林務課
建設部	建設総務課、建設課
環境部	環境対策課、環境施設課
上下水道部	水道課、下水道課
金山病院事務局	事務課
消防本部	消防総務課、予防課、通信指令課、中消防署、北消防署、南消防署
会計	会計課
議会事務局	議会総務課

## 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

## 第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、下呂総合庁舎、金山病院、消防本部
- (2) 日 程：令和6年2月5日から令和6年2月14日まで

## 第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 小口融資事業の事務手続について

市内の中小企業者の経営安定を図るため、下呂市小口融資条例（以下「条例」という。）により「下呂市小規模企業融資」を定めて融資事業を実施している。

また、条例の施行に関しては、下呂市小口融資条例施行規則（以下「施行規則」という。）を定めて事務手続が実施されている。

今回の監査において、事務手続が条例及び施行規則に基づき実施されているか確認を行ったところ、融資の申込み及び事務手続に関する次の3点について疑義が生じた。

1点目は、施行規則第2条第3号において「市は、予め岐阜県信用保証協会に市町村小口融資保証信用調書兼照会票及び決算書を送付するものとする」となっているが、決算書が送付されていなかったことである。

2点目は、施行規則第2条第5号において、「市は、前号の回答に基づき、審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定したときは、前号の添付書類に次の書類を添えて指定金融機関に融資を依頼するものとする」となっているが、ここで規定されている3つの必要書類のうち「完成された信用保証委託契約書1通」が添付されていなかったことである。

3点目は、同じく施行規則第2条第5号の中で「審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定」となっているが、融資を迅速に実施する必要があることから、委員長（副市長）の決裁を受けて融資のあっせんを決定し、審査委員会には事後報告していたことである。

以上のことから、小口融資事業においては、施行規則の見直しも視野に検討し、施行規則と現行の実務に齟齬が生じないよう適正に事務処理をされたい。

（商工課）

#### (2) 土地及び建物の賃貸借契約における契約期間の記述について

市が土地及び建物の賃貸借契約を単年で締結して、契約満了時に同条件により引き続き賃借する場合は、契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意志表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。以後も同様とする。」とのただし書きにより契約を継続している。なお、同条件により引き続き借用を承諾していただけるかは書面で確認している。

例月現金出納検査において、借地料の支払いについて確認したところ、土地建物賃貸借契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意志表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。」とのただし書きにより複数年更新が行われた事例が見受けられた。このため、今回の定期監査において、1年間で更新が見込まれる土地建

物賃貸借契約書の更新方法について、確認を行った。

その結果、土地建物賃貸借契約は、各担当課で事務処理を行っており、契約書中の更新時に係るただし書きが同一でないことが判明した。当該ただし書きを含め、事務処理方法を統一、周知徹底し、適正に事務処理をされたい。

(財務課)

### (3) 有害鳥獣捕獲報償金の支払事務について

市は、有害鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止を図るため、有害鳥獣の捕獲等を行う者に対し、下呂市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を定めて捕獲報償金を交付している。今回の定期監査において、捕獲報償金の支払事務について確認を行ったところ次の2点について疑義が生じた。

1点目は、交付要綱第4条において、「捕獲報償金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣捕獲届出書（別記様式）により許可期間終了後速やかに別表に掲げる捕獲確認物を添えて市に届け出なければならない。」とされているが、有害鳥獣捕獲届出書について交付要綱に定められた様式が使用されていなかったことである。また、イノシシ、ニホンジカについては同届出書の提出自体されていなかった。

2点目は、交付要綱第5条において「市は、前条の届出に基づき捕獲者ごとの捕獲報償金を算定し、捕獲者に交付する。」とされているが、許可期間終了後でなく、毎月交付されていたことである。

以上のことから、捕獲報償金の支払いにおいては、交付要綱の見直しも視野に検討し、交付要綱と現行の実務に齟齬が生じないよう適正に事務処理をされたい。

なお、このことに付随して、下呂市有害鳥獣捕獲実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条において、「銃器を使用する場合にあっては、（中略）狩猟事故共済又は狩猟者保険に加入している者であること。」が条件となっている。様式第3号（第6条関係）には、保険の有無の欄があるが、現在使用している様式には、当該欄がなく確認が取られていない。実施要綱に基づき適正に事務処理をし、保険証の写しの添付を求めるなどの処置を図られたい。

(農務課)

### (4) 預り金会計について

市で取り扱う預り金会計については、過去に不適正な経理事務が発生したため、平成24年6月に82会計について特別監査を行った。この監査結果を受けて、平成25年10月22日付けで総務部長から通知が出され、適正な事務処理として以下のように示されている。

◎ 団体の管理を原則とする

◎ やむを得ず預かる場合においても次の点を確実に行うこと

- ・ 通帳と印鑑の保管担当者を分ける
- ・ 収入、支出の際は調書を作成し決裁を得ること
- ・ 担当者による立替払いなどは行わないこと
- ・ 現金取り扱いは極力避け、口座振込等により行うこと
- ・ 管理職が定期的（月例もしくは四半期ごと）に出納状況の点検を行うこと

- ・団体の監査を必ず受けること（最低でも年1回、可能ならば半期に一度）

この通知に基づき適正に事務処理がされているか、今回の定期監査で対象部局の預り金会計について確認をしたところ、担当者による立替払いを行っていた会計、管理職が定期的（月例もしくは四半期ごと）に出納状況の点検を行っていなかった会計等、通知に基づかない処理を行っている会計が見受けられた。

立替払いは、聞き取りによるとやむを得ない場合もあることから、立替払いが認められる事例等を精査し、預り金会計の取扱いについて再度通知されたい。また、すべての預り金会計において、再度通知される内容を確認した上で、公金と同様の認識を持って会計処理にあたられたい。

（総務課、預り金会計取扱担当課）

## 2 意見

### （1） 緊急消防援助隊出動時における資金前渡金について

令和6年能登半島地震の発生を受けて、下呂市消防本部へも緊急消防援助隊の出動要請があり、1月1日より派遣を行った。緊急消防援助隊の出動に当たっては、現地での車両の燃料費の支払い、現地での活動に必要な物品の購入等に現金が必要となることから、今回は消防長の立替により必要な資金を各隊に交付して対応されていた。

緊急消防援助隊の出動には緊急を要すること、災害発生が閉庁日であると市の業務が停止しており公費による対応が困難となることから、公費を事前に支出し、消防本部において現金保管して有事に備えておく等、他市町村の事例も参考に職員の負担を軽減し、安心して隊員派遣できる体制を構築されたい。

（消防本部、会計課）